

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東海村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、東海村の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を、次のとおり定める。

第 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

第 2 促進計画の目標

1. 旧石神村地域

(1) 現状

本地域は、概ね JR 常磐線の西側に位置し、北部は北に久慈川が流れる沖積層となっており、豊富な水資源を生かした稲作経営が行われている。南部は那珂台地から続く洪積層の台地状の畑が広がり、肥沃な土地を利用し畑作中心の土地利用型農業経営が行われている。

当該地域は、農業者の高齢化や後継者不足、農作物価格の低迷による収益の減少、農住近接による環境問題の発生などの課題を抱えていることから、これらを解消する取り組みを行うことが必要である。

加えて、水田地帯の農業用排水路は都市排水の流末も兼ねており、農業の有する多面的機能を地域住民と一体となって維持保全することが課題である。

(2) 目標

上記の現状を踏まえ、本地域では法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させることにより、生物多様性を保持しつつ多面的機能の発揮の促進を推進する。

併せて法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し一層の効果促進を図る。

2. 旧村松村地域

(1) 現状

北部は洪積層からなる台地で、東に向かって緩やかに傾斜し太平洋に面する海岸部は砂丘となっている。土地利用型作物を中心に果樹や野菜など多様な農業経営が行われている。南部には沖積層からなる水田地帯が広がり稲作栽培が行われ

ている。特に水田地帯は、上流域からの都市排水の流末としての役割がより一層重要になっている。本村の景勝地である東海十二景に指定された箇所や、ゲンジボタルの生息地も存するなど、農業の有する多面的機能の維持保全が大きな課題となっている。

(2) 目標

上記の現状を踏まえ、本地域では法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させることにより、生物多様性を保持しつつ多面的機能の発揮の促進を推進する。

併せて法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し一層の効果促進を図る。

第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧石神村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧村松村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

第4 法第6条第2項第1号の区域において特に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあってはその区域指定しない。

第5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設立する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。